

## [事案 22-4] 契約転換無効確認請求

・平成 22 年 10 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

転換後契約の内容や転換による不利益などについて十分な説明を受けないまま転換してしまったとして、契約転換無効を求め申し立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 18 年 11 月、昭和 62 年に加入していた定期付終身保険（以下「従前契約」という。）を終身医療保険（以下「申立契約」）に転換したが、募集時に、下記のとおり営業担当者から保険の内容、特に不利益となるおそれがあることについて十分な説明がなく、錯誤に基づいて契約を転換してしまった。また、営業担当者の募集行為は、保険業法 300 条の禁止行為（不当な乗換行為）に該当するものであり、契約転換を無効とし従前契約を復活して欲しい。

(1) 転換時までに募集人から申立契約に関する各種書面の交付を受けたが、口頭で説明を受けたのは、同年 8 月某日の昼休みの約 30 分と廊下での立ち話のみであり、説明時間が確保されておらず、従前契約と申立契約について正確な比較対照を行うための情報も提供されていなかった。そのため、従前契約が解消されることや、新契約の内容について何ら理解できないまま、下記のような錯誤に陥って契約してしまったものであり、契約転換は無効である。

#### ◎申立人の主張する錯誤の内容

- ① 保険料払込期間が、65 歳から 80 歳まで延長されたことの認識がなかった。
- ② 従前契約では、65 歳までは、不慮の事故等による死亡・高度障害の場合には 4,000 万円、死亡・高度障害の場合 2,000 万円、65 歳での払込満了後の死亡・高度障害の場合 1000 万円（一生涯保障）という内容であったのに対し、申立契約は、締結後 1 年目の死亡の場合 2,116 万円、10 年目死亡の場合 1,666 万円、一生涯死亡保障 116 万円という内容であった。不慮の事故等による保険金が外されたことは認識できなかった。
- ③ 申立契約の死亡保険金が逡減していく逡減定期保険の特性を理解できておらず、不利益性の認識がなかった。
- ④ 「保険料も安くなる」との触れ込みだったが、営業担当者に言われるまま手続きしていたら、保険料が従前契約の月 6 千円以上も高くなってしまった。
- ⑤ 従前契約に特約か何かが付加されるという認識しかなく、従前契約が終了してしまうとは思っていなかった。また、承継される解約返戻金相当額はこれまで払い込んだ金額より大幅に少ない金額であり、従前契約の保険料算出用利率（予定利率）も大幅に下がることの認識がなかった。

(2) 営業担当者の募集行為は、保険業法 300 条 1 項 4 号の禁止行為として明示されている不

利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険を消滅させて新たな契約の申込みをさせ、不当な乗り換え行為をさせたものである。

#### <保険会社の主張>

本件契約転換について、下記のとおり、営業担当者は申立人に対して十分に説明を行い、申立人は加入に納得して契約しており、申立契約についての錯誤による無効や、不当な乗り換えについての保険業法違反の事実も認められず、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 申立人は、募集人から転換後契約の締結に際して、設計書に基づいて 30 分間の口頭説明を受けたほか、2 度にわたって文書による募集資料の交付を受け、十分な説明を受けてその加入に納得して契約しており、錯誤による無効は認められない。
- (2) 営業担当者は十分な説明を実施しており、保険業法違反の事実も認められない。

#### <裁定の概要>

申立人は、営業担当者の募集行為について保険業法違反の点も主張として挙げているが、この点は、申立契約の効力には直接関係ないので、裁定審査会では、民法 95 条の錯誤の主張についてのみ検討することとし、申立書、答弁書等の書面内容および申立人および営業担当者からの事情聴取の内容に基づき審理した。

審理した結果、下記理由により、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 下記のとおり、申立人主張の錯誤があったと考えることはできない。
  - ① 上記の<申立人の主張する錯誤>のうち、④については、申立人が保険料の表示された特別条件についての承諾書に署名押印した上で保険料を支払っていることから、この点についての錯誤はなかったものと認められる。
  - ② その他の錯誤については、いわゆる「動機の錯誤」(注)と解され、何らかの形で、申立人が動機を表示しているときのみ、「要素の錯誤」となるが、申立書、証拠および事情聴取によっても、申立人が上記の動機を募集人に告げたという事実は伺えない。
- (2) 仮に、申立人主張の錯誤が「要素の錯誤」(注)であったとしても、以下の事情を考慮すると、申立人には重大な過失(注)があったと言わざるを得ないので、申立人の錯誤の主張は認められない。
  - ① 申立人が、申立契約締結前に、交付を受けた「保障設計書」、「保障内容と保険料」等の書類には、従前契約と申立契約の保険料払込期間、通減定期保険特約の内容、予定利率と保険料についての記載があり、申立契約において災害割増特約が付加されていないことを読み取れる記載もある。
  - ② 通常、募集人が、転換の勧誘をする際に最も重要な書類である「設計書」と「新旧比較の対照表」を作成しながら、これを申立人に見せないで説明することは考えにくいことから、おそらく、募集人は、申立人に設計書等を示して話をしたと思われる。

これらの書類には、上記①の記載があることから、これらを提示されて説明を受ければ、申立人が錯誤に陥ったという上記各事実については、簡単に知りうることができると思われる。

③また、申立人が募集人から受けた説明は、まとまった時間としては30分程度だが、その後5、6回にわたり、募集人と話をしており、契約を締結する前に、募集人の説明内容や受け取った書類の内容で、理解できない部分を質問することも十分可能であったにもかかわらず、申立人はそれを行っていない。

【注】「動機の錯誤」とは、表示に対応する意思（契約をしようとする意思）はあるが、具体的な意思決定をする際の動機あるいは過程に思い違いがあること。判例は、動機が何らかの形で契約の相手方に表示されている場合には錯誤となり、さらに、当該錯誤が法律行為（契約）の要素に当たるときは意思表示が無効となるとしています。法律行為をなすに当たっての動機は、一般に表示されることがないので、表示されない内心の動機に食い違いがあれば無効とすることは、相手方に酷だからである。

【注】「要素の錯誤」とは、法律行為の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者はもちろんのこと、通常人においても、意思表示をしなかったであろうことを意味する。

【注】重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意をすればたやすく結果を予見することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如があることです。

【参考】 民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。